

**1 自衛消防組織の設置を必要とする防火対象物の範囲 施行令第4条の2の4**

項目 用途	これらの用途で	対象物規模	
1項(劇場等)		}	階数が11階以上で 延べ面積10,000㎡以上
2項(風俗営業店舗等)			
3項(飲食店等)			
4項(百貨店等)			
5項イ(ホテル等)	階数が5階以上10階以下で 延べ面積20,000㎡以上		
6項(病院社会福祉施設等)			
7項(学校等)	}		階数が4階以下で 延べ面積50,000㎡以上
8項(図書館、博物館等)			
9項(公衆浴場等)			
10項(車両の停車場等)			
11項(神社、寺院等)			
12項(工場等)			
13項イ(駐車場等)	}		延べ面積1,000㎡以上
15項(その他の事業場等)			
17項(文化財等)			
16項の2(地下街)			

**複合用途防火対象物(16項)に対する規制**

対象用途に供する部分が 11階以上にある対象物	対象用途の床面積合計が 10,000㎡以上
15階以上10階以下にある対象物	対象用途の床面積合計が 20,000㎡以上
4階以下にある対象物	対象用途の床面積合計が 50,000㎡以上

